

令和六年五月十七日 開会
令和六年五月魚津市議会臨時会提出議案

市長提案理由説明要旨

本日ここに、令和六年五月魚津市議会臨時会が開催されるに当たり、提案致しました議案の説明に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、四月二十一日に執行されました魚津市議会議員選挙におきまして、市民の皆様の大きな期待を背負い、ご当選されました議員各位に対しまして、心からお祝いを申し上げます。

人口減少や少子高齢化など、本市を取り巻く環境は一層厳しく、議員各位の職責はこれまで以上に重みを増すものと存じますが、市民の負託に応え、ご健勝でご活躍されますよう、ご祈念申し上げます。

さて、私も、この度の魚津市長選挙におきまして、多くの市民の皆様のご理解とご支援を賜り、引き続き三期目となる市政運営を担わせていただくこととなりました。これまで取り組んでまいりました財政健全化や子育て支援施策をはじめ、公共施設の再編整備や、地域の皆様との協働によるまちづくりなど、本市が抱える様々な課題に対して、今後もさらに挑戦していくようにとの市民の皆様の声と受けとめ、市長としての使命と責任を果たすべく全身全霊をかけて、その期待に応えてまいりたいと決意を新たにしております。

社会情勢が急速に変化する中ではありますが、地域の宝である子ども達に誇れる、そして、将来にわたって輝く「ふるさと魚津」の実現に向けて、市民の皆様とスクラムを組み、「オールうおづ」で取り組んでいく所存であります。

議員各位におかれましても、これまでと同様、格別のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、本議会に提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

「議案第四十一号 専決処分の承認を求めることについて（令和五年度魚津市水族館事業特別会計補正予算（第三号）について）」は、令和五年度末に完成を予定しておりました低温冷凍機更新工事につきまして、試運転の際に圧縮機の不良が確認され、その交換に不測の日数を要し、完成が令和六年度中となることから、地方自治法第七十九条第一項の規定により、三月二十六日付けで繰越明許費の変更に係る補正予算を専決処分いたしましたので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

「議案第四十二号 専決処分の承認を求めることについて（魚津市税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三十四号）が令和六年二月二十一日に公布されたことに加え、令和六年度税制改正の大綱に基づく地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）が令和六年三月三十一日に公布されたこと等により、魚津市税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第一百七十九条第一項の規定により、四月一日付けで専決処分いたしましたので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

主な内容は、令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の新設をはじめ、個人住民税の定額減税への対応や、固定資産税の負担調整措置等の期限延長など、所要の改正を行うものであります。

「報告第一号 専決処分の報告について（市の義務に属する交通事故等による損害賠償の額の決定及びその和解について）」は、地方自治法第一百八十条第一項の規定に基づき、議決により指定された事項について、令和六年二月十三日及び同年二月二十三日付けで専決処分いたしましたので、同条第二項の規定により議会に報告するものであります。

以上、本日提出いたしました議案の説明といたします。

何とぞ、慎重審議のうえ、議決賜りますよう、お願い申し上げます。